

平成 26 年 4 月 11 日

各 位

会 社 名 株式会社 SOL Holdings

代表者名 代表取締役社長 宮嶋 淳

(JASDAQ・コード 6636)

問合せ先 (役職) 管理部長 (氏名) 田口 伸之介

電話 044-738-3939

第三者割当による新株式発行及び第 3 回新株予約権発行に関するお知らせ 並びに主要株主及び主要株主である筆頭株主の異動の見込みに関するお知らせ

当社は、平成 26 年 4 月 11 日開催の取締役会において、以下のとおり、第三者割当の方法により発行される新株式（以下、「本新株式」という。）及び第 3 回新株予約権（以下、「本新株予約権」という。）の募集を行うこと（以下、「本資金調達」という。）について決議いたしましたので、お知らせいたします。

また、これに伴って、本新株式の発行により主要株主の異動が生じること、及び、当該主要株主により本新株予約権が全て行使された場合には主要株主である筆頭株主の異動が生じる見込みであることから、お知らせいたします。

記

I 第三者割当による新株式発行及び第 3 回新株予約権発行

1. 募集の概要

(1) 本新株式発行に係る募集の概要

(1) 発行期日	平成 26 年 4 月 28 日
(2) 発行新株式数	普通株式 750,000 株
(3) 発行価額	1 株につき 317 円
(4) 発行価額の総額	237,750,000 円
(5) 資本組入額	1 株につき 158.5 円
(6) 資本組入額の総額	118,875,000 円
(7) 払込期日	平成 26 年 4 月 28 日
(8) 募集又は割当方法	第三者割当 (割当予定先) 有限会社佐藤総合企画 (750,000 株)
(9) その他	上記各号については、金融商品取引法に基づく有価証券届出書の効力が発生することが条件になります。

(2) 本新株予約権発行に係る募集の概要

(1) 申込期日	平成 26 年 4 月 28 日
(2) 新株予約権の総数	8,500 個（新株予約権 1 個当たり 100 株）
(3) 発行価額	新株予約権 1 個につき 343 円
(4) 当該発行による潜在株式数	850,000 株
(5) 調達資金の額 (新株予約権の行使に際して出資される財産の価額)	302,115,500 円 (内訳) 新株予約権の発行による調達額：2,915,500 円 新株予約権の行使による調達額：299,200,000 円

(6) 行使価額	352 円
(7) 行使期間	平成 26 年 4 月 28 日から平成 27 年 4 月 27 日 (但し、平成 27 年 4 月 27 日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日) まで
(8) 募集又は割当方法	第三者割当 (割当予定先) 有限会社佐藤総合企画 (4,500 個) White Knight Investment Limited (4,000 個)
(9) その他	上記各号については、金融商品取引法に基づく有価証券届出書の効力が発生することが条件になります。

2. 募集の目的及び理由

①濃縮糖液の販売事業の開始

当社は、スーパーソルガム（遺伝子組み換えではなく、ゲノム育種により、その収量や搾汁糖度を高めたソルガム（イネ科の植物）のこと。以下同じ。）を活用した事業として、その搾汁液を活用したバイオエタノール、砂糖及び HFCS（果糖ぶどう糖液糖）事業、並びに、搾汁後の搾りかす（バガス）を活用したバイオマス発電、家畜用飼料（サイレージ）及びパーティクルボード（建築資材）事業を展開しており、中期経営計画（SWアクションプラン 2014-2016）において、上記事業に係るスーパーソルガムの種子の販売業務を当社の事業領域と定め、その展開について検討を行ってまいりました。

このような状況下、かねてより当社と懇意にさせていただいていた日本国内の食品メーカーのインドネシア共和国（以下「インドネシア」という。）の現地子会社（以下「日本国内食品メーカーの現地法人」という。）よりインドネシアにおいて当社グループがスーパーソルガムの搾汁液を濃縮して生成する濃縮糖液を製品の原材料として採用を検討したい旨及び同社での品質評価テストを経て採用となった時点で買取りに関する契約を締結したい旨の打診を受けました。

濃縮糖液の製造には、当社が事業領域として位置付けていたスーパーソルガムの種子の販売に比べ、大規模な圃場及び人員の確保並びに濃縮糖液の製造設備が必要なものの、製造設備については、平成 24 年 9 月よりスーパーソルガムの実証栽培実験を共同で行ってきた、株式会社ヌサンタラプランテーション（Jln Salak 1 A Bogor, Indonesia 16151、President Director Dr.Ir. Didiek Hadjar Goenadi, MSc）を通じ、一部又は全部の操業を停止している製糖工場を持つ他社との間で、現在、製造設備の借り受けについて協議中であり、当該他社から、平成 26 年 12 月までに製造設備を借り受けて使用することが可能であるものと見込んでおります。これに加え、当社が販売する予定である濃縮糖液に係るサンプルの純度が、市場に流通している濃縮糖液と比較して高い等、品質面において優れていると判断していることから、かかる付加価値により高単価での販売が見込めること、また、濃縮糖液のマーケットには、常に一定量以上の濃縮糖液の需要が存在しており、上記のとおり当社の濃縮糖液は高品質であることに加えて、スーパーソルガムの単位面積当たりの収量が多く、当社の濃縮糖液の製造コストを抑えることが可能であることから、市場に流通している濃縮糖液と比較しても競争力を有する価格で販売可能であると考えていることに鑑みるとその販売の拡大が望めること等から、濃縮糖液の販売は、種子販売と比べ収益性等の面で優位性を有しているものと判断いたしました。現在のところ、当該日本国内食品メーカーの現地法人は、平成 26 年 12 月を完了目途に、当社グループが提供した濃縮糖液を用いた品質評価テストを実施しています。品質評価テストで特段の問題点が発生しなければ、同テストに並行して契約条件交渉を実施し、同テストが完了する予定の平成 26 年 12 月末までに当該日本国内食品メーカーの現地法人との間で、当社グループが生産する濃縮糖液の継続的な販売に関する契約を締結することが可能と想定しております。かかる当社想定及び本新株予約権が行使期間において全て行使されることを前提として、濃縮糖液の販売を開始する平成 26 年 12 月から平成 27 年 11 月までの期間における濃縮糖液の販売量は約 6 万トン、濃縮糖液の販売事業に係る売上高は約 1,800 百万円と見込んでおり、また、平成 26 年 5 月から平成 27 年 11 月までの期間において当該事業に必要な費用は総額約 1,580 百万円（内訳は、圃場の賃貸料として約 145 百万円、スーパーソルガムの栽培費用として約 715 百万円、濃縮糖液の製造費用として約 720 百万円）、濃縮糖液の販売を開始する平成 26 年 12 月から平成 27 年 11 月までの期間における利益は約 220 百万円と見込んでおります。

以上のとおり、濃縮糖液の販売事業は、当社グループのスーパーソルガムに関する事業の一環として、当社グループの収益基盤の強化に寄与するものと考えております。なお、濃縮糖液の販売事業に関する当社の想定は以上のとおりですが、仮に、異常気象等による収穫量の激減や製造過程における予期し得なかったトラブルによる製造量の減少等により、当該日本国内食品メーカーの現地法人に対する販売が当社の想定よりも少ない場合又は平成 26 年 12 月末までに当該日本国内食品メーカーの現地法人との間で当社グループの濃縮糖液の継続的な販売に関する契約が締結できなかつた場合等には、当社が期待した収益が生じない又は先行投資により損失が生じるおそれがありますが、これらを認識しつつも、当該日本国内食品メーカーの現地法人の当社グループが生産する濃縮糖液に対する購入ニーズが高いことから、当社としては契約締結の見込みがあるものと考えており、また、濃縮糖液の原料となるスーパーソルガムの栽培及び農地の確保並びに安定した生産体制の確立には時間を要することから、収益機会を逃さないために先行投資を行うものであります。

なお、仮に、上記契約を締結できなかつた場合、適切に開示を行ったうえで、当該日本国内食品メーカーの現地法人以外への濃縮糖液の販売に向けて努力することとし、さらに、当該日本国内食品メーカーの現地法人以外への濃縮糖液の販売も不可能と判断された場合には、生産済のスーパーソルガム搾汁液をインドネシア国内外のバイオエタノール生産業者等に販売することで、投下資本以上の収入確保を目指しますが、濃縮糖液事業が進捗しない以上、スーパーソルガム栽培費用及び濃縮糖液製造費用を調達するための本新株予約権は、本新株予約権に附された取得条項により、未行使の本新株予約権を本新株予約権の払込金額で取得し、資金調達を中止します。また、濃縮糖液事業が進捗しないことが判明した時点で、本新株予約権の行使による払込資金がある場合は、使途変更に係る開示を適切に行ったうえで、別事業に投資し、資金の有効活用を図ることとします。

②資金調達を必要とする理由

次に、濃縮糖液の販売事業に必要な資金につきましては、以下の理由により、負債性以外の新たな資金調達により確保することが必要と判断するに至りました。

まず、平成 25 年 8 月 14 日に終了したライセンス・オフアリングによる資金調達にて充当予定となっている、PT.Samirana Surya Semesta と共同で設立する予定の JV によるスーパーソルガムの種子の購入費用（当社負担分）としての 30 百万円（支出予定時期は、平成 27 年 9 月頃。）並びに当該 JV の運転資金としての 40 百万円（支出予定時期は、当該 JV 設立後から平成 28 年 3 月まで。）及び当該 JV におけるバイオマス発電プラント建設費用としての 100 百万円（支出予定時期は、平成 26 年 9 月から平成 28 年 3 月まで。）、合計 170 百万円について、これらの使途のために保持しておく必要があること（なお、上記ライセンス・オフアリングにより調達した資金のうち、610 百万円は平成 25 年 9 月に、290 百万円は平成 25 年 10 月から平成 25 年 12 月までに、それぞれスーパーソルガムの種子販売のための種子購入費用として充当し、500 百万円は平成 25 年 8 月に株式会社日本ソルガムの株式取得の対価として充当しております。）、及び、当社の持分法適用関連会社であった株式会社リアルビジョンの当社保有株式の売却により取得した 696 百万円についてはスーパーソルガム種子の販売業務に係る種子の購入費用及び当社の完全子会社である株式会社シスウェブの開発投資並びに通常運転資金に充当する予定であり、これら手元資金を新たに開始する濃縮糖液の販売事業に充当することはできません。

次に、スーパーソルガムの濃縮糖液の販売事業は当社にとって新規事業であり、当該事業に係る事業環境が悪化した場合に備えて安定的に既存の事業を継続させる方策を講じる必要があること等に鑑みて、現状の手元資金を維持する必要があります。

③資金調達方法

具体的な資金調達方法については、融資の可否を打診した金融機関等から融資の実施は難しいという返答がなされたことを踏まえ、当社内での検討を行った結果、①濃縮糖液の原料となるスーパーソルガムを栽培するための圃場の確保に係る費用及びスーパーソルガムの栽培に係る費用（合計の概算額は 232 百万円）は、事業開始時において直ちに発生する一方で、事業開始後のスーパーソルガムの収穫 1 回当たり（1 年に 3 回収穫が可能）の濃縮糖液製造費用等（合計の概算額は 358 百万円）については継続的に発生すること、②株主資本の増加をもたらす資金調達による場合、既存株主の皆様における株式価値の希薄化が発生するところ、濃縮糖液の販売事業の進捗に応じて資金調達を行うことにより、当該希薄化の影響を低減できると考えられることから、当社への投資に応じていただける特定の投資家からの、当社グループにおける事業の進捗に応じて投資を行いたいとの要

望等も勘案の上、本新株式の発行と本新株予約権の発行を組み合わせることが最適であるとの判断に至りました。

なお、本新株式の発行及び本新株予約権の全ての行使が完了したと想定した場合の当社の自己資本比率（平成26年3月期の第3四半期末時点における連結貸借対照表を基準）は、平成26年3月期の第3四半期末時点から1.7%程度引き上げられて84.5%となります。

また、上記のとおり、濃縮糖液の販売事業の性質上、その開始時点において資金が必要となるため短期間での資金調達を行わなければならないこと、下記6. 割当予定先の選定理由等の（2）割当予定先を選定した理由に記載のとおり、当社の事業内容及び今後の事業方針等を理解した上で当社への投資に応じていただける特定の投資家が存在したことから、当該投資家に対する第三者割当の方法による資金調達を選択いたしました。

なお、当社は、本新株式及び本新株予約権の第三者割当以外による資金調達についても検討してまいりました。しかし、①株式や新株予約権の公募による発行、及びコミットメント型ライツ・オファリングについては、当社の財政状態及び経営成績に鑑みると、主幹事証券会社の候補を探するのは現実的には難しいこと、及び、②本資金調達と比較して、ノンコミットメント型ライツ・オファリングを含めた他の資金調達手法は払込みまでに必要な期間が長く、これにより濃縮糖液の販売事業の開始が遅れて投資の機会を逸してしまう可能性があることから、本新株式及び本新株予約権の第三者割当による資金調達が最適であると判断しております。

以上のとおり、当社が濃縮糖液の販売事業を行うために、本新株式及び本新株予約権の第三者割当による本資金調達を実施することが、当社グループの収益基盤の強化、ひいては企業価値・株主価値をさらに向上させることとなり、既存株主の皆さまの利益向上につながるものと判断いたしました。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

（1）調達する資金の額（差引手取概算額）

①調達する資金の総額	539 百万円
（内訳）新株式の発行による調達額	237 百万円
新株予約権の発行による調達額	3 百万円
新株予約権の行使による調達額	299 百万円
②発行諸費用の概算額	34 百万円
③差引手取概算額	506 百万円

- （注）1. 上記新株予約権の発行による調達額は、本新株予約権の払込金額の総額と本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額を加えた額であります。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）が含まれておりません。
3. 発行諸費用は、登録免許税及び弁護士費用で合計5百万円、東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社（東京都千代田区永田町一丁目28番11号 代表取締役 能勢元）に対する新株予約権の公正価値算定費用1.5百万円、株式会社セキュリティ&リサーチ（東京都港区赤坂2-8-11-406、代表取締役 羽田 寿次）に対する調査費用0.5百万円並びに株式会社ADCC-FAS（東京都品川区上大崎二丁目15番19号、代表取締役社長 星野 智之）及びT.C. マネジメント（東京都渋谷区桜丘町26-1 セルリアンタワー15階、代表 坪井 信行）に対するフィナンシャル・アドバイザーに係る費用（最大27百万円）からなります。
4. 本新株予約権の行使期間内にその全部または一部につき行使が行われない場合、及び本新株予約権の全部または一部につき消却がなされた場合には、新株予約権の行使による調達額及び差引手取概算額は減少いたします。

（2）調達する資金の具体的な使途

具体的な使途	金額	支出予定時期
濃縮糖液製造用のスーパーソルガムに係る圃場の賃借料	145百万円（うち69.5百万円は本新株式の発行により調	平成26年5月及び平成26年11月に72.5百万円ずつ

	達する資金、3百万円は本新株予約権の発行により調達する資金、72.5百万円は本新株予約権の行使により調達する資金)	
濃縮糖液製造用のスーパーソルガムに係る栽培費用の一部(残額については平成26年12月より開始する濃縮糖液の売上金より都度充当)	263百万円(うち150.5百万円は本新株式の発行により調達する資金、112.5百万円は本新株予約権の行使により調達する資金)	平成26年7月～平成27年1月
濃縮糖液の製造費用(製造工場の使用料を含む)の一部(残額については平成26年12月より開始する濃縮糖液の売上金より都度充当)	98百万円(本新株予約権の行使により調達)	平成26年12月～平成27年1月
合計	506百万円	—

- (注) 1. 平成26年5月～8月において、スーパーソルガム栽培用の圃場の賃貸借契約をインドネシア国内の農園等の土地所有者と締結する予定です。最終的な圃場の賃借料は、年間145百万円程度を見込んでおります。なお、現在、インドネシアでは、エネルギー作物栽培用の圃場が遊休しており、また、砂糖市場における競争が激化していると思われ、一部又は全部の操業を停止している工場が存在することから、これらの圃場及び工場を、濃縮糖液製造用のスーパーソルガムに係る圃場及び濃縮糖液製造用の工場として当社が賃借することが可能であると考えております。また、当社は、平成24年9月よりスーパーソルガムの実証栽培実験を共同で行ってきた、株式会社ヌサンタラプランテーション(Jln Salak 1 A Bogor, Indonesia 16151, President Director Dr. Ir. Didiek Hadjar Goenadi, MSc)を通じ、圃場及び工場の賃借について、現在数社と交渉中であります。
2. インドネシアにおけるスーパーソルガムの最適播種時期である平成26年9月頃に、スーパーソルガムの播種を行い、栽培を開始する予定です。なお、当社が見込んでいる濃縮糖液の販売事業による売上高を前提とすると、栽培に関する費用は総額715百万円(平成26年度に362百万円、平成27年度に353百万円)の見込みですが、そのうち263百万円を本資金調達により調達し、残額については、平成26年12月から当社グループが販売を開始する予定の濃縮糖液の売上金を都度充当する予定です。また、濃縮糖液の販売事業による売上高が当社の見込みよりも少ない場合は、栽培に関する費用もこれに応じて減少いたします。
3. 平成26年12月頃よりスーパーソルガムの収穫及び濃縮糖液の製造を開始する見込みです。なお、当社が見込んでいる濃縮糖液の販売事業による売上高を前提とすると、濃縮糖液の製造費用は総額720百万円(平成26年度に192百万円、平成27年度に528百万円)を見込んでおり、このうち98百万円を本資金調達額により調達し、残額については濃縮糖液の売上金を都度充当する予定です。また、濃縮糖液の販売事業による売上高が当社の見込みよりも少ない場合は、濃縮糖液の製造費用もこれに応じて減少いたします。
4. 本新株予約権の行使期間内にその全部または一部につき行使が行われない場合には、本新株予約権の行使による調達額及び差引手取概算額は減少いたします。当社としては、本新株予約権の行使による調達額が減少した場合には、本資金調達により調達した資金を、濃縮糖液製造用のスーパーソルガムに係る圃場の賃借料、濃縮糖液製造用のスーパーソルガムに係る栽培費用、濃縮糖液の製造費用の順に優先的に充当し、スーパーソルガムの栽培規模及び濃縮糖液の製造規模を、本資金調達により調達した資金の額に応じてそれぞれ縮小する予定です。なお、その場合でも、濃縮糖液の売上金又は本資金調達以外の方法により調達した資金をスーパーソルガムの販売事業に充当し、当該事業を徐々に拡大していく予定です。

5. 本資金調達により調達した資金を実際に支出するまでは、当社銀行口座において管理します。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

上記「2. 募集の目的及び理由」ならびに「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期」に記載のとおり、本資金調達により調達した資金は、濃縮糖液製造用のスーパーソルガムに係る圃場の賃借料及び栽培費用並びに濃縮糖液の製造費用に充当する予定です。

上記「2. 募集の目的及び理由」に記載のとおり、濃縮糖液の販売を平成26年12月から開始することにより、当社の企業価値及び株主価値は更に向上するものであり、本資金調達の資金使途には合理性があると考えております。

5. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

①新株式

払込金額は、有限会社佐藤総合企画との交渉を経て、本新株式の発行に係る平成26年4月11日開催の取締役会決議の直前営業日である平成26年4月10日の東京証券取引所JASDAQ市場における当社普通株式の終値である352円から10%をディスカウントした317円となりました。本件新株式発行がディスカウント発行となったのは、スーパーソルガム事業について一定の理解はいただいているものの、当社が4年連続で営業損失及び当期最終損失を計上し、金融機関から融資を受けられないような経営状況にある中、資金を拠出する有限会社佐藤総合企画からは、株価下落リスクが相当程度高いため、ディスカウント発行で引受けることにより株価下落損失を最小限化したいとの意向が示されました。これに対し、当社は、ディスカウント発行を行えば、有限会社佐藤総合企画が既存株主に比して有利な条件で株式を保有することになり、株主間の平等が図られない可能性があること、有利発行を行うには株主総会での決議が必要となり、大幅に調達時期が後ろ倒しになって、収益機会を逃すおそれもあることから、当社はディスカウント発行に関し、有限会社佐藤総合企画と複数回にわたる交渉を実施しました。しかし、有限会社佐藤総合企画のディスカウント発行に対する要望は強く、有限会社佐藤総合企画との交渉が破談する可能性も浮上したため、当社が収益確保のために必要とする金額を確実に払い込むことを条件に、有利発行とならない範囲で最大限のディスカウント発行を行うこととしました。かかるディスカウント発行により、株式の希薄化が生じますが、濃縮糖液の販売による収益は、希薄化以上の株式価値の向上をもたらすと考えております。なお、日本証券業協会「第三者割当増資の取扱いに関する指針」（平成22年4月1日付）によれば、第三者割当により株式の発行を行う場合には、その払込金額は、原則として、株式の発行に係る取締役会決議の直前日の価額（直前日における売買がない場合は、当該直前日からさかのぼった直近日の価額）を基準として決定することとされています。

当該払込金額（317円）は、上記取締役会決議の日の直前1ヶ月間（平成26年3月11日から平成26年4月10日まで）における当社普通株式の終値の平均値（314円）とのプレミアム率が1.0%、直前3ヶ月間（平成26年1月11日から平成26年4月10日まで）における当社普通株式の終値の平均値（308円）とのプレミアム率が2.9%、直前6ヶ月間（平成25年10月11日から平成26年4月10日まで）における当社普通株式の終値の平均値（329円）とのディスカウント率が3.7%となっており、いずれの期間においても、払込金額である317円が特に有利な払込金額には該当しないものと判断しております。

当社は、上記払込金額の算定根拠について、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠するものと考えております。

また、当社監査役4名全員（社外監査役2名）からは、上記と同様の理由により、本新株の払込金額は割当予定先に有利な価額ではなく、有利発行には該当しない旨の意見をいただいております。

②新株予約権

本新株予約権の発行価額の公正価値の算定については、本新株予約権の諸条件、本新株予約権の発行決議に先立つ当社普通株式の株価の推移、当社普通株式の株価変動性（ボラティリティ）、本新株予約権の発行要項に定められた諸条件を考慮し、ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針でも参照されている離散型時間モデルの一つであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定方法を採用しました。なお、新株予約権の払込

金額の公正価値の算定には、他社上場企業の第三者割当増資における公正価値の算定実績をもとに、外部の当社との取引関係のない独立した専門会社である第三者機関（東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社、東京都千代田区永田町一丁目 28 番 11 号 代表取締役 能勢元）の算定の結果である 342 円を踏まえ、割当予定先と協議の結果、343 円と致しました。

第三者機関による算定の結果として、基準となる当社株価 352 円（平成 26 年 4 月 10 日の終値）、権利行使価額 352 円、ボラティリティ 86.77%（平成 24 年 3 月から平成 26 年 3 月の月次株価を利用し年率換算して算出）、権利行使期間 1 年、リスクフリーレート 0.08%（評価基準日における中期国債レート）、配当率 0.00%、当社による取得条項、新株予約権の行使に伴う株式の希薄化、当社普通株式の流動性、当社の信用リスク等を参考に公正価値評価を実施し、本新株予約権 1 個につき 342 円との結果を得ております。

行使価額については、本新株予約権発行に関する取締役会決議日の直前営業日（平成 26 年 4 月 10 日）の東京証券取引所 JASDAQ 市場における当社普通株式の株価（終値。以下同じ。）と同値である 352 円といたしました。

なお、行使価額 352 円は本資金調達に係る取締役会決議日の直前営業日の前日までの最近 1 か月平均 314 円に対しては 12.1%のプレミアム、前日までの最近 3 か月平均 308 円に対しては、14.3%のプレミアム、前日までの最近 6 か月平均 329 円に対しては 7.0%のプレミアムであります。上記算定根拠より算出された本新株予約権 1 個につき 343 円の価額は、本新株予約権の諸条件、本新株予約権の発行決議に先立つ当社普通株式の株価の推移、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の総額引受契約に定められた諸条件を考慮すべきとの考えを前提にしている当社の考えから、時価相当であると判断しております。

また、本新株予約権の払込金額につきましても、当社監査役 4 名全員（社外監査役 2 名）からは、上記と同様の理由により、それ自体特に割当予定先に有利な価額ではなく、本新株予約権の発行は有利発行には該当しない旨の意見をいただいております。

（2）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株式の発行によって増加する当社の普通株式の数 750,000 株に係る議決権の数は 7,500 個であります。また本新株予約権が全て行使された場合に発行される当社の普通株式の数は 850,000 株であり、当該株式に係る議決権の数は 8,500 個であります。よって、全ての本新株予約権が行使された場合の本資金調達による希薄化率は、平成 25 年 9 月 30 日現在の当社普通株式の発行済株式総数 10,372,410 株に対し 15.43%（平成 25 年 9 月 30 日現在における自己株式 167,490 株及び単元未満株 1,120 株に係る議決権を控除した議決権総数 102,038 個に対する割合 15.68%）となっております。

しかしながら、上記「2. 募集の目的及び理由」に記載のとおり、本資金調達により調達した資金は、濃縮糖液製造用のスーパーソルガムに係る圃場の賃借料及び栽培費用並びに濃縮糖液の製造費用に充当する予定であり、濃縮糖液の販売事業を開始することにより、当社の企業価値及び株主価値は更に向上するものと考えております。かかる事情に鑑みれば、本資金調達における当社の普通株式の発行数量及び株式の希薄化の規模は、合理的であると判断しております。

6. 割当予定先の選定理由等

（1）割当予定先の概要

本新株式及び本新株予約権

（平成 26 年 3 月 26 日現在）

①	名 称	有限会社佐藤総合企画
②	本 店 所 在 地	東京都世田谷区駒沢二丁目 18 番 26 号ガーデンテラス駒沢 7
③	代表者の役職・氏名	代表取締役 佐藤大央
④	事 業 内 容	投資業 不動産の賃借及び管理
⑤	資 本 金	300 万円
⑥	設 立 年 月 日	1987 年 4 月 15 日
⑦	決 算 期	3 月
⑧	発 行 済 株 式 数	3,000 株
⑨	事 業 年 度 の 末 日	3 月

⑩ 従 業 員 数	0人		
⑪ 主 要 取 引 先	該当なし		
⑫ 主 要 取 引 銀 行	みずほ銀行		
⑬ 大株主及び持株比率	佐藤 大央 60% 佐藤 真吾 40%		
⑭ 当 社 と の 関 係 等	資 本 関 係	平成 26 年 4 月 11 日現在、当該会社は、当社の株式を 500,000 株保有しているとのことです。なお、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、資本関係はありません。	
	取 引 関 係	当社と当該会社との間には、取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、取引関係はありません。	
	人 的 関 係	当社と当該会社との間には、人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、人的関係はありません。」	
	関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。また、当該会社の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。	
⑮ 最近3年間の経営成績及び財政状態（単位：百万円）			
決 算 期	平成 23 年 3 月期	平成 24 年 3 月期	平成 25 年 3 月期
純 資 産	△949	△942	△1,008
総 資 産	920	1,027	1,997
1 株 当 たり 純 資 産 (円)	△316,540	△314,004	△336,047
売 上 高	118	58	122
営 業 利 益	6	7	23
経 常 利 益	7	8	△63
当 期 純 利 益	6	7	△66
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	2,277	2,537	△22,043
1 株 当 たり 配 当 金 (円)	—	—	—

本新株予約権

(平成 26 年 3 月 26 日現在)

①	名 称	White Knight Investment Limited
②	本 店 所 在 地	1st Floor, #4 DEKK House, Street, P.O. BOX 505 Providence Industrial Estate, Mahe, Republic of Seychelles
③	代表者の役職・氏名	Director 南谷猛
④	事 業 内 容	投資業
⑤	資 本 金	US\$ 1
⑥	設 立 年 月 日	2013 年 11 月 5 日
⑦	決 算 期	9 月
⑧	発 行 済 株 式 数	1 株
⑨	事 業 年 度 の 末 日	9 月

⑩	従 業 員 数	0名	
⑪	主 要 取 引 先	該当なし	
⑫	主 要 取 引 銀 行	DBS 銀行	
⑬	大株主及び持株比率	Director 南谷猛 100%	
⑭	当 社 と の 関 係 等	資 本 関 係	当社と当該会社との間には、資本関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、資本関係はありません。
		取 引 関 係	当社と当該会社との間には、取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、取引関係はありません。
		人 的 関 係	当社と当該会社との間には、人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、人的関係はありません。」
		関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。また、当該会社の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。
⑮	最近3年間の経営成績及び財政状態	設立後間もないため、最近3年間の業績はありません。	

当社は、割当予定先である有限会社佐藤総合企画及びWhite Knight Investment Limitedより、反社会勢力等とは一切関係がないことの説明を受けております。

また、上記とは別に、当該割当予定先並びに当該割当予定先の役員、主要株主等の関係者及び関係会社（以下、「割当予定先等」と総称する。）が反社会的勢力の影響を受けているか否か、並びに割当予定先の役員が犯罪歴を有するか否か及び警察当局から何らかの捜査対象になっているか否かについて、第三者の信用調査機関である株式会社セキュリティ&リサーチ（東京都千代田区九段南 代表取締役 羽田 寿次）に調査を依頼いたしました。その結果、割当予定先等について反社会的勢力の影響を受けている事実が無いことの回答を得られました。また、割当予定先の役員についても犯罪歴や捜査対象となっている事実について確認されなかったとの回答を得ております。

上記のとおり、割当予定先等が特定団体等とは一切関係がないことを確認し、当社として、割当予定先は反社会的勢力との関わりがないと判断いたしました。なお、当社は、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しています。

（2）割当予定先を選定した理由

①有限会社佐藤総合企画

当社は、今回の第三者割当増資にあたり、当社の事業内容及び今後の事業方針、並びに本資金調達を実施するに当たり、既存株主の皆様における株式価値の希薄化に配慮し、本新株式と本新株予約権とを合わせて引受けることについてご理解とご賛同を頂けるか、また、反社会的勢力とのかかわりが一切ないことを確認できるか、という基準で、複数の投資家の中から割当予定先を探してまいりました。

そのような中、T.C. マネジメント（東京都渋谷区桜丘町 26-1 セルリアンタワー15階、代表 坪井 信行）を通じ、当社株主である有限会社佐藤総合企画から、当社への資金拠出の申し入れがございました。なお、当社は、T.C. マネジメントとの間で同社を当社のファイナンシャル・アドバイザーとして選任する旨の契約を締結し、当社に対する拠出を希望する投資家等の紹介を依頼してまいりました。当社は、本資金調達に係る投資家等の紹介の依頼について、T.C. マネジメントに対し着手金を支払済みであり、本資金調達の完了後、成功報酬を支払う予定です。

当社は、有限会社佐藤総合企画の代表取締役でありかつ東京証券取引所 JASDAQ 市場に上場する株式会社夢真ホールディングスの取締役でもある佐藤大央氏との面談を行い、その中で、同社が当社グループに関心をもたれ

て市場において当社株式を取得されていたことを伺い、当社の事業内容及び今後の事業方針並びに本資金調達のスキームにご理解とご賛同を頂けること、また、有限会社佐藤総合企画が反社会的勢力と一切のかかわりがないことの確認がとれたことから、更に慎重に検討を進めた結果、本資金調達における割当予定先として選定したものです。

なお、当社との面談の中で、有限会社佐藤総合企画からは、中長期保有を目的として本資金調達により当社株式を取得する意向であり、かつ、有限会社佐藤総合企画が当社の経営に介入する意思はない旨の表明をいただいております。

②White Knight Investment Limited

当社は、今回の第三者割当増資にあたり、当社の事業内容及び今後の事業方針、並びに本資金調達を実施するに当たり、既存株主の皆様における株式価値の希薄化に配慮し、本新株式の発行と本新株予約権の発行を組み合わせる調達のうちの本新株予約権の一部の引受けとなることについてご理解とご賛同を頂けるか、また、反社会的勢力とのかかわりが一切ないことを確認できるか、という基準で、複数の投資家の中から割当予定先を探してまいりました。

割当予定先を探す中で、当社取締役とかねてよりつながりのあった、上場企業のフィナンシャル・アドバイザーの実績を有する株式会社 ADCC-FAS（東京都品川区上大崎二丁目 15 番 19 号、代表取締役社長 星野 智之）に本資金調達に関する相談を行ったところ、同社から White Knight Investment Limited の代表者である南谷猛氏を紹介頂き、当社は、南谷猛氏との間で、本資金調達に関する交渉を行ってまいりました。なお、当社は、株式会社 ADCC-FAS との間で同社を当社のフィナンシャル・アドバイザーとして選任する旨の契約を締結し、当社に対する拠出を希望する投資家等の紹介を依頼しておりました。当社は、本資金調達に係る投資家等の紹介の依頼について、本資金調達の完了後、株式会社 ADCC-FAS に対し成功報酬を支払う予定です。

かかる交渉の中で、南谷猛氏から、当社の事業内容及び今後の事業方針並びに本資金調達のスキームにご理解とご賛同を頂き、同氏から、当社に対する直接の投資者を、同氏が代表を務める White Knight Investment Limited としたい旨のご提案をいただきました。その上で、南谷猛氏が上場会社に対する大株主としての関与、大量保有報告書の提出、第三者割当の引受等の実績はないものの、証券会社での経歴や通常の株式運用の投資経験が豊富であること、南谷猛氏が代表を務める White Knight Investment Limited が反社会的勢力と一切のかかわりがないことの確認がとれたことから、更に慎重に検討を進めた結果、本資金調達における割当予定先として選定したものです。

(3) 割当予定先の保有方針

①有限会社佐藤総合企画

有限会社佐藤総合企画から、口頭により、基本的には中長期的に保有する意向を有しているものの、純投資目的による保有であることから、当社の株価動向に応じて投資回収を図るために売却することもあり得る旨を伺っております。

当社は、有限会社佐藤総合企画から、本新株式について払込期日より 2 年以内に全部又は一部を譲渡した場合には、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を当社に書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意する旨の確約書を取得する予定です。

②White Knight Investment Limited

White Knight Investment Limited から、口頭により、基本的には中長期的に保有する意向を有しているものの、純投資目的による保有であることから、当社の株価動向に応じて投資回収を図るために本新株予約権を行使して取得した当社株式を売却することもあり得る旨を伺っております。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

①有限会社佐藤総合企画

当社は、本新株式に係る払込並びに本新株予約権の払込及び行使に要する資金について、割当予定先である有

限会社佐藤総合企画の平成26年3月20日時点の預金残高を、当該割当予定先を名義人とする銀行口座に係る通帳の写しにより確認し、当該割当予定先が本新株式に係る払込並びに本新株予約権の払込及び行使に十分な現預金を保有していることを確認しております。

なお、有限会社佐藤総合企画の代表取締役である佐藤大央氏は、払込資金を、同社の既往所有有価証券を担保とした証券金融会社からの借入金（借入金額：396百万円、年利：3.1%、借入日：平成26年3月20日、弁済期限：平成27年3月20日）で賄う予定です。証券金融会社への借入金返済にあたって、当社株式を売却する可能性もあります。

② White Knight Investment Limited

当社は、本新株予約権の払込及び行使に要する資金について、割当予定先である White Knight Investment Limited の平成26年4月1日時点の預金残高を、当該割当予定先を名義人とする銀行口座に係る口座概要書（Account Statement Summary）の写しにより確認し、当該割当予定先が本新株予約権の払込及び行使に十分な現預金を保有していることを確認しております。

なお、White Knight Investment Limited の代表者である南谷猛氏からは、同社の本新株予約権に係る払込みの資金は南谷猛氏の個人資産からの平成26年3月31日付の借入金（借入金額：167百万円、年利：3%、借入日：平成26年3月31日、弁済期日：平成27年3月31日）であります。本新株予約権又はその行使により取得した当社株式を当該借入金の担保に供する予定はない旨を伺っております。

7. 第三者割当後の大株主及び持株比率

割当前 (平成25年9月30日現在)	割当後 (新株予約権行使前)	割当後 (全ての新株予約権行使後)
MAYBANK KIM ENG SEC PTE LTD A/C CLIENTS 11.86 %	有限会社佐藤総合企画 11.24 %	有限会社佐藤総合企画 14.20 %
有限会社佐藤総合企画 4.82 %	MAYBANK KIM ENG SEC PTE LTD A/C CLIENTS 11.06 %	MAYBANK KIM ENG SEC PTE L TD A/C CLIENTS 10.2 7%
日本証券金融株式会社 4.44 %	日本証券金融株式会社 4.14%	White Knight 3.34 %
村上 貴子 3.86 %	村上 貴子 3.60%	日本証券金融株式会社 3.85 %
沼田 英也 3.03 %	沼田 英也 2.83%	村上 貴子 3.34 %
鈴木 博 2.09 %	鈴木 博 1.95%	沼田 英也 2.63 %
佐藤 満 1.98 %	佐藤 満 1.84%	鈴木 博 1.81 %
鈴木 宗宏 1.95 %	鈴木 宗宏 1.82%	佐藤 満 1.71 %
合同会社ユキーズマネジメ ント 1.79 %	合同会社ユキーズマネジメ ント 1.67%	鈴木 宗宏 1.69 %
岡部 怜仁 1.68 %	岡部 怜仁 1.57%	合同会社ユキーズマネジメ ント 1.55 %

8. 今後の見通し

今期における当社業績への影響は現在精査中であり、判明次第速やかにお知らせいたします。

9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本資金調達は、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないこと（新株予約権又は取得請求権すべてが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと）ことから、東京証券取引所の定める上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績（連結）（単位：百万円）

	平成23年3月期	平成24年3月期	平成25年3月期
売上高	1,736	1,525	1,321
営業利益	△95	△89	△541
経常利益	△68	△84	△565
当期純利益	△153	△295	△454
1株当たり当期純利益（円）	△534.72	△1029.18	△1,525.88
1株当たり配当金（円）	—	—	—
1株当たり純資産（円）	4836.99	3807.81	2104.06

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（平成26年3月31日現在）

種類	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	10,372,410株	100%
現時点の転換価額（行使価額）における潜在株式数	—	—
下限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	—	—
上限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	—	—

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	平成23年3月期	平成24年3月期	平成25年3月期
始値	2,252円	1,770円	4,886円
高値	3,000円	6,300円	6,852円
安値	1,141円	1,210円	2,113円
終値	1,790円	4,660円	3,710円

③ 最近6か月間の状況

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
始値	277円	305円	432円	340円	296円	295円
高値	347円	459円	445円	364円	345円	362円
安値	259円	289円	317円	289円	231円	279円
終値	302円	428円	338円	300円	306円	299円

④ 発行決議日（又は前日）における株価

	平成26年4月10日現在
始値	333円
高値	358円
安値	331円

終 値	352 円
-----	-------

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

① 第三者割当の方法による普通株式発行

発行期日	平成24年11月5日
発行株式数	普通株式27,000株
発行価格	1株につき3,400円
発行価額の総額	91,800,000円
資本組入額	1株につき1,700円
資本組入額の総額	45,900,000円
払込期日	平成24年11月5日
割当予定先	Greenfields Holdings Limited
発行時における当初の資金使途	① 当社100%子会社による株式会社上武からの事業譲受代金（第一回）80,000千円 ② 当社100%子会社による株式会社上武からの事業譲受代金（第二回）8,950千円
発行時における支出予定時期	① 平成24年11月 ② 平成25年1月
現時点における充当状況	① 平成24年11月 当社100%子会社による株式会社上武からの事業譲受代金（第一回）に充当 ② 平成25年1月 当社100%子会社による株式会社上武からの事業譲受代金（第二回）及び新上武（株式会社上武から事業を譲り受けた当社100%子会社をいいます。以下同様。）の運転資金に充当

③ 三者割当の方法による新株予約権発行

申込期日	平成24年11月5日
新株予約権の総数	410個（新株予約権1個当たり100株）
発行価格	新株予約権1個につき1,850円
当該発行による潜在株式数	41,000株
調達資金の額	140,158,500円 （内訳）新株予約権の発行による調達額：758,500円 新株予約権の行使による調達額：139,400,000円
募集時における発行済株式数	304,023株
当該募集による潜在株式数	41,000株
割当予定先	Greenfields Holdings Limited
現時点における行使状況	41,000株
現時点における潜在株式数	0株
発行時における当初の資金使途	① 新上武の運転資金：25,000千円 ② インドネシアでの子会社設立費用：40,000千円 ③ インドネシアでの新規事業への投資資金：71,508千円
発行時における支出予定時期	① 平成24年11月～ ② 平成25年1月～平成26年3月 ③ 平成25年4月～平成26年3月
現時点における充当状況	① 平成25年4月 新上武の運転資金に充当 ② 平成25年5月 インドネシアでの子会社設立費用に充当

③ 主割当の方法による新株予約権発行（ノンコミットメント型ライツ・オフリング）

割当日	平成25年6月17日
新株予約権の総数	355,274個（新株予約権1個につき2株）
新株予約権の行使期間	平成25年7月18日から平成25年8月14日まで
発行価格	新株予約権1個につき0円
当該発行による潜在株式数	710,548株
募集時における発行済株式数	304,023株
当該募集による発行済株式数	665,218株
払込総額	1,663,015,000円
募集後における発行済株式数	1,037,241株
発行時における当初の資金使途	<ul style="list-style-type: none"> ① スーパーソルガムの種子の購入費用：0.3億円 ② PT. Samirana Kisma Tirta運転資金（人件費及び土地の賃借料等）：0.4億円 ③ PT. Samirana Kisma Tirtaによるバイオマス発電プラント建設費用（当社負担分約5.1億円）の一部：1億円 ④ スーパーソルガム種子の購入費用（総額12億円のうち、当該資金調達より充当するもの）：6.1億円 ⑤ スーパーソルガム種子の購入費用（総額12億円のうち、当該資金調達より充当するもの）：2.9億円 ⑥ 株式会社日本ソルガムの株式取得の対価：5億円
発行時における支出予定時期	<ul style="list-style-type: none"> ① 平成27年9月頃 ② PT. Samirana Kisma Tirta設立以後（平成25年10月～12月）～平成28年3月 ③ 平成26年9月～平成28年3月 ④ 平成25年9月 ⑤ 平成25年10月～平成26年9月 ⑥ 平成25年8月頃
現時点における充当状況	<ul style="list-style-type: none"> ① 現時点では充当しておりません。 ② 現時点では充当しておりません。 ③ 現時点では充当しておりません。 ④ 平成25年9月 スーパーソルガムの種子購入費用に全額充当 ⑤ 平成25年12月 スーパーソルガムの種子購入費用に全額充当 ⑥ 平成25年8月 株式会社日本ソルガムの株式取得の対価に全額充当

11. 発行要領

①本新株式

- | | |
|-------------------------|---|
| 1. 募集株式の数 | 当社普通株式750,000株 |
| 2. 募集株式の払込金額 | 1株につき317円 |
| 3. 募集株式の払込金額の総額 | 237,750,000円 |
| 4. 払込期日 | 平成26年4月28日 |
| 5. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項 | 増加する資本金の額は、118,875,000円（1株につき158.5円）とし、増加する資本準備金の額は、118,875,000円（1株につき158.5円）とする。 |
| 6. 発行方法 | 第三者割当の方法により、次の者に割当てる。
有限会社佐藤総合企画 750,000株 |
| 7. その他 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 上記の他、本新株式の発行に関して必要な事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。 (2) 上記各号については、金融商品取引法に基づく有価証券届出書の効力が発生することを条件と |

する。

②本新株予約権

1. 新株予約権の名称 株式会社SOL Holdings 第3回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）
2. 新株予約権の払込金額の総額 2,915,500円
3. 申込期間 平成26年4月28日（月）
4. 割当日及び払込期日 平成26年4月28日（月）
5. 募集の方法及び割当先 第三者割当の方法により、次の者に次のとおり割当てる。
有限会社佐藤総合企画
4,500個
White Knight Investment Limited
4,000個
6. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数 (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式850,000株とする（本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「割当株式数」という。）は当社普通株式100株とする。）。但し、本項第(2)号及び第(3)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
(2) 当社が第10項に従って行使価額（第9項第(2)号に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第10項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。
$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

(3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る第10項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
(4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
7. 新株予約権の総数 8,500個
8. 新株予約権1個あたりの払込金額 343円
9. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
(2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額（以下「行使価額」という。）は、352円とする。ただし、第10項の規定に従って調整されるものとする。
10. 行使価額の調整 (1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調

整する。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left(\frac{\text{既発行普通株式数} + \text{1株あたり交付普通株式数} \times \text{1株あたりの時価} \times \text{の払込金額}}{\text{既発行普通株式数} + \text{1株あたりの時価}} \right)}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合（但し、当社の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利の請求又は行使による場合を除く。）の調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。
- ② 株式の分割により普通株式を発行する場合、調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主（普通株主を除く。）に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。
- ③ 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（無償割当の場合を含む。）、もしくはその他の証券もしくは権利を発行する場合、調整後の行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日の翌日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。
- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
- ⑤ 本項第(2)号①から④までの各取引において、株主に割当を受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会または取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには本項第(2)号①から④にかかわらず、調整後転換価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用

する。この場合において当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。この場合に1株未満の端数を生じるときは、これを切り捨て、現金による調整は行わない。

$$\text{株式数} = \frac{\text{調整前行使価額により当該} \times \text{期間内に交付された当社普通株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。ただし、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。
- (4) その他
- ① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。
 - ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日（ただし、本項第(2)号⑤の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（当日付けて終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
 - ③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。
- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は必要な行使価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。
 - ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
 - ③ 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記通知を行うことができない場

合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

11. 新株予約権の行使期間 平成26年4月28日から平成27年4月27日（但し、平成27年4月27日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日）までの期間とする。
12. その他の本新株予約権の行使の条件 (1) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
(2) 各本新株予約権の一部行使はできない。
13. 取得条項 当社は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条第2項（残存する本新株予約権の一部を取得する場合は、同法273条第2項及び第274条第3項）の規定に従って、当取締役会が定める取得日の2週間前までに通知又は公告を行った上で、当該取得日に本新株予約権の払込価額相当額を支払うことにより、残存する本新株予約権の一部又は全部を取得することができる。
14. 新株予約権の譲渡制限 本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
15. 新株予約権証券の不発行 当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。
16. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
17. 新株予約権の行使請求の方法 (1) 本新株予約権の行使を請求しようとする新株予約権者は、所定の行使請求書に、行使請求しようとする本新株予約権を表示し、請求の年月日等を記載してこれに記名押印した上、第11項に定める行使期間中に第19項に定める新株予約権の行使請求の受付場所に提出しなければならない。なお、行使請求の受付場所に対し行使請求に要する書類を提出した者は、その後これを撤回することはできない。
(2) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に必要な全ての書類が、不備なく第19項に定める新株予約権の行使請求の受付場所に提出され、且つ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が第20項に定める払込取扱場所に定める口座に入金された日に発生する。
18. 株式の交付方法 当社は、行使請求の効力発生後速やかに、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）およびその他の関係法令に基づき、本新株予約権者が指定する口座管理機関の保有する振替口座簿の顧客口へ増加の記録を行うことにより株式を交付する。
19. 新株予約権の行使請求の受付場所 株式会社SOL Holdings 管理部
20. 払込取扱場所 神奈川県川崎市中原区小杉町一丁目403番地
三井住友信託銀行株式会社 本店営業部
21. その他 (1) 上記の他、本新株予約権の発行に関して必要な事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。
(2) 上記各号については、金融商品取引法に基づく有価証券届出書の効力が発生することを条件とする。

II 主要株主の異動及び主要株主である筆頭株主の異動

1. 異動が生じた経緯

本資金調達による本新株式発行に伴い主要株主の異動が、その後の当該主要株主による本新株予約権の行使に伴い主要株主である筆頭株主の異動が発生する見込みであります。

2. 新たに主要株主である筆頭株主となるもの

① 名 称	有限会社佐藤総合企画
② 所 在 地	東京都世田谷区駒沢二丁目18番26号ガーデンテラス駒沢7
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役 佐藤大央
④ 事 業 内 容	投資業 不動産の賃借及び管理
⑤ 資 本 金	300万円

3. 当該株主の所有株式数（議決権の数）及び総株主の議決権の数に対する割合

(1) 本新株式割当後

	議決権の数 (所有株式数)	総株主の議決権 に対する割合	大株主順位
異動前	5,000 個 (500,000株)	4.90%	第2位
異動後	12,500 個 (1,250,000株)	11.41%	第1位

(注) 1. 議決権を有しない株式として発行済株式総数から控除した株式数は平成25年9月末日現在の株主名簿に基づき168,610株であります。

2. 平成25年9月末日現在の発行済株式総数は、10,372,410株であります。

3. 上記の割合は、小数点以下第三位を四捨五入して算出しております。

4. 異動後の大株主の順位につきましては、平成25年9月末日現在の株主名簿を基に、平成26年4月10日までに当社が確認した大量保有報告書又はその変更報告書を基として作成しております。

(2) 本新株式割当及び本新株予約権行使後

	議決権の数 (所有株式数)	総株主の議決権 に対する割合	大株主順位
異動前	12,500 個 (1,250,000株)	11.41%	第1位
異動後	17,000 個 (1,700,000株)	14.40%	第1位

(注) 1. 議決権を有しない株式として発行済株式総数から控除した株式数は平成25年9月末日現在の株主名簿に基づき168,610株であります。

2. 平成25年9月末日現在の発行済株式総数は、10,372,410株であります。

3. 上記の割合は、小数点以下第三位を四捨五入して算出しております。

4. 異動後の大株主の順位につきましては、平成25年9月末日現在の株主名簿を基に、平成26年4月10日までに当社が確認した大量保有報告書又はその変更報告書を基として作成しております。

4. 今後の見通し

今回の主要株主である筆頭株主の異動による当社業績への影響はありません。

以上